

令和7年6月19日(木)
生活衛生課食の安全対策室

営業者等に対する行政処分等について

公表年月日	令和7年6月19日(木)
施 設 名	ぱすてる
施設所在地	取手市戸頭7-5-15
営業者等氏名	合同会社ぱれっと 代表社員 金田 紫帆
業 種	飲食店営業
適用条項	食品衛生法第6条第2号違反
行政処分等を行った理由	食中毒の発生 (発生日: 令和7年6月17日(火))
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業禁止処分
行政処分等の措置状況	令和7年6月19日(木)、竜ヶ崎保健所において営業者 に対し行政処分を実施